

食物アレルギー個別対応について（ご案内）

中学校給食にかかる食物アレルギーの対応につきましては、「食物アレルギー個別対応実施申請書」等をご提出いただき、牛乳提供中止・給食の自己除去・弁当持参（指定日、完全）のいずれかの対応内容をご選択いただいているところでございますが、平成26年2学期（8月26日以降）の給食より、対応内容を追加いたしますのでお知らせいたします。

1 追加内容について

項目	内容	給食費
主食（ごはん）停止	主食の喫食を停止する。（月単位での停止）	1ヶ月単位で主食分を減額
副食（おかず）停止	副食の喫食を停止する。（日単位での停止）	喫食しない日の副食分を減額

【参考】現在の対応

項目	内容	給食費
牛乳停止	牛乳の飲用を停止する。（飲用のみ。月単位での停止）	1ヶ月単位で牛乳分を減額
副食の自己除去	比較的症状が軽く、当該の食品を自分で取り除くことで食べることができる場合、給食から自分で食品を除去した後に喫食する。	給食費の減額なし
完全弁当持参	全ての学校給食に対して弁当を持参する	給食費の請求なし

2 食物アレルギー個別対応の申し込み方法

- ・主食停止…「食物アレルギー個別対応実施申請書（様式1）」等の提出をお願いします。
- ・副食停止…『食物アレルギー個別対応実施申請書（様式1）』及び『食物アレルギー月別喫食日申請書（様式11）』等の提出をお願いします。
- ・（様式1）は既に提出済みの場合は不要です。
- ・（様式11）は毎月、前月の10日までに（8・9月分は7/31までに）学校に提出してください。
- ・各種申請書等が必要な場合は、学校にお申出ください。

3 毎月の給食費について

- ・主食停止…主食代金を除いた給食費をお支払いいただきます。
- ・副食停止…喫食しない日の副食代金を除いた給食費をお支払いいただきます。

※選択制の方は、現在継続申込となっておりますが、副食停止の個別対応が必要な場合、毎月『食物アレルギー月別喫食日申請書』を学校へ提出いただく必要がありますのでご注意ください。

※副食のアレルギー対応を申請された方で、『食物アレルギー月別喫食日申請書（様式11）』のご提出がなかった場合、1ヶ月全日副食なしで給食が提供されます。